

飯塚市行政経営戦略推進ビジョン・プラン実行支援業務委託 仕様書

1 業務名

飯塚市行政経営戦略推進ビジョン・プラン実行支援業務委託

2 履行場所

飯塚市 地内

3 履行期間

契約締結の翌日から令和7年3月31日まで

4 業務の目的

(1) これまでの経緯

本市では、飯塚市第二次行財政改革大綱、第二次行財政改革後期実施計画が令和5年度で終了したことから、「自治体DX推進計画」、「働き方改革推進計画」を包含した飯塚市行政経営戦略推進ビジョン及びプランを策定し、令和6年度から実行することとしている。

(2) 現状及び課題

① 飯塚市行政経営戦略推進ビジョン及びプランの推進について

飯塚市第二次行財政改革大綱、第二次行財政改革後期実施計画の実施において、計画の推進が各所管部署任せとなり、実施項目や効果に偏りがあった。飯塚市行政経営戦略推進ビジョン及びプランの推進においては、各所管部署任せにせず、強力に実行支援を行うことが必要であるが、その手法や仕組みが確立できていない。

② 飯塚市で顕在化している行政組織としての課題について

本来、業務の棚卸し(業務量調査を実施し、現在の業務内容を整理すること)は事務事業を評価し、適切な組織編成や予算措置、業務見直しを行うための大前提となる作業であり、各部署で行うべきものであるが、その手法が確立されておらず、マニュアルの整備すら出来ていない。

(3) 目的と目指す姿

本事業では、飯塚市行政経営戦略推進ビジョン及びプランの推進を各所管部署任せにせず強力に実行支援を行うとともに、状況変化に柔軟に対応できる体制を確立することを目的とする。また、職員が業務量調査及びBPRによる業務改善の成功体験を実感することで、改革機運を早期に醸成し、目まぐるしく変化する時代に対応できる組織及び経営体制をいち早く確立することを目指す。

5 業務内容

(1) 飯塚市行政経営戦略推進ビジョン及びプランの進捗管理

① 各所管部署の進捗状況の整理

各所管部署の当該ビジョン及びプランの進捗状況を整理する。

② 各所管部署へのヒアリング

一部の所管部署に対し、必要に応じて当該ビジョン及びプランの進捗状況等をヒアリングす

る。

③課題の分析

当該ビジョン及びプランの進捗における課題を分析する。

④レポート作成

行政経営戦略推進審議会^(注1)(以下「審議会」という。)等へ説明する簡易なレポートを作成する。

(注1)行政経営戦略推進審議会：飯塚市附属機関の設置に関する条例の規定に基づき設置する附属機関であり、次の事務を所掌する。①行政経営戦略推進ビジョン(プランを含む。以下同じ。)の策定に関すること。②行政経営戦略推進ビジョンの実施状況評価に関すること。③行政評価に関すること。④公共施設等の最適化評価に関すること。⑤その他市長が必要と認める行政経営に関すること。

(2)相談窓口の設置・運営

プランの実行における課題や手法に関する相談窓口(メールによる相談を随時、オンラインによる相談会を2回程度)を設置・運営する。

①事前準備

相談票等を作成し、相談に向けた事前調査を実施する。

②相談窓口の設置

相談対応(他自治体事例の情報提供、改善案の提案等)を実施する。

③相談後のフォローアップ

相談後のフォローアップを実施する。

(3)BPRの実施(1部署を対象)

①業務洗い出し

業務一覧案を作成する。

②対象部署(1部署)へのヒアリング

対象部署(1部署)へのヒアリングを実施する。

③観察の実施

対象部署における観察を実施する。

④課題の整理

②③に基づき、課題を整理分析する。

⑤改善案の作成

改善案を作成する。

⑥一部改善案の試行

作成した改善案のうち、令和6年度中に試行が可能なものについて実行をサポートする。

(4)打合せ協議

(1)、(2)及び(3)の実行に必要な打合せを実施する。

(5)審議会の運営支援

審議会に必要な資料を作成するなど、審議会の運営支援を実施する。

6 成果品

- ①飯塚市行政経営戦略推進プランの進捗レポート(電子データ)
- ②BPR 報告書 (電子データ)
- ③その他各種資料の電子データ

7 成果品納入期限及び納入場所

(1) 納入期限

- | | |
|------------------------|---------------|
| ①飯塚市行政経営戦略推進プランの進捗レポート | 令和7年3月(見込み) |
| ②BPR 報告書 | 令和6年8月下旬(見込み) |
| ③その他各種資料の電子データ | 令和7年3月31日 |

(2) 納入場所

飯塚市 行政経営部 業務改善・DX 推進課内

8 支払い方法

業務完成確認後、受注者の正当な請求に基づき請求書受理後 30 日以内に支払うものとする。

9 その他

- ①受注者は、本業務において知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。
- ②本業務の履行にあたっては、飯塚市と緊密に連絡をとり、履行すること。
- ③成果品の作成については、発注者と受注者との協議のうえ実施する。(電子データについては、ワード、エクセル等の一般的なデータ形式及び PDF にて、納品すること)
- ④本委託業務に基づき制作された資料等に関しての著作権等の権利は飯塚市に帰属するものとする。
- ⑤本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議のうえ定めるものとする。